

# よくある質問Q & A

---

～サーキュラーエコノミーへの移行推進～

Ver.1

公益財団法人 東京都環境公社 環境共生部  
東京サーキュラーエコノミー推進センター  
(略称：T - CEC)

令和 6 年 9 月

## 1. 交付申請について

Q1-1 事業期間はいつまででしょうか。

A1-1 各期間は以下のとおりです。

申請受付期間：令和6年5月30日から令和7年3月31日まで

事業実施期間：交付決定日から令和9年3月31日(水曜日)までの範囲内で、申請時に自ら設定した期間（※1）

（例：1年目の事業が令和6年9月10日に交付決定され、3年間継続する場合）

|         | 交付決定日（※2） | 事業実施期間                 |
|---------|-----------|------------------------|
| 事業開始1年目 | 令和6年9月10日 | 令和6年9月10日から令和7年8月31日まで |
| 事業開始2年目 | 令和7年8月中   | 令和7年9月1日から令和8年8月31日まで  |
| 事業開始3年目 | 令和8年8月中   | 令和8年9月1日から令和9年3月31日まで  |

（※1）最長3年間事業を実施いただけます。ただし、交付決定及び実績報告は1年ごとに必要となります。

（※2）事業開始2年目以降について、各年とも8月中に交付決定を受けるためには、前月上旬までに交付申請する必要があります。

Q1-2 事業の予算額はいくらですか。

A1-2 令和6年度の公募分は1億8千万円となっております。

Q1-3 補助金の補助率及び補助限度額を教えてください。

A1-3 次の表のとおりとなります。

| 補助率及び<br>補助限度額 |                              | 補助率   | 補助上限額   |
|----------------|------------------------------|-------|---------|
|                | 事業開始月から数えて1年間                | 1 / 2 | 4,500万円 |
|                | 事業開始月から数えて2年目<br>から3年目未満までの間 | 1 / 3 | 3,000万円 |
|                | 事業開始月から数えて3年目<br>から4年未満までの間  | 1 / 4 | 2,250万円 |

※上記の各補助期間内ごとに、交付決定後に契約、取得、実施したものに対して、各補助期間内に支払が完了している経費のみ補助対象となります。

Q1-4 補助金の交付対象者の要件について教えてください。

A1-4 次の（１）～（４）の全ての要件を満たす必要があります。また、補助事業を終了するまでに、引き続き要件を満たしている必要があります。

（１）法人格を有する団体、任意団体又は個人事業主であること。

「任意団体」とは、法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている団体をいう。

ア 定款に類する規約等を有し、次のイからエについて明記されていること。

イ 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。

ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

エ 団体活動の本拠として事務所を有すること。

（２）事業の実施に係る経費について、既に国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等の交付を受けていない者又は受ける予定のない者であること。

（３）サーキュラー・エコノミーへの移行推進に向けて、都が実施する取組に参加・協力するものであること。

（４）次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

エ 法令に基づく必要な許可の取得又は、届出がなされていない者

オ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

Q1-5 1 者単体での取組みは補助対象となりますか。

A1-5 複数の事業者・団体等が連携して取り組むものが補助対象です。

## 2. 2R ビジネスについて

Q2-1 「2R ビジネスに関するサービス提供に必要な基盤整備を行うための経費」の具体例を教えてください。

A2-1 リユースに関するビジネスの場合、サービスプロバイダーによるリユースカップの製造・調達や洗浄インフラ、返却インフラ（アプリ等含む）等の整備に係る経費を想定しています。

そのほか、量り売り、リペア、シェアリング等に関する事業も対象になりますので、事前相談の場で詳しくお伺いさせていただきます。

Q2-2 「従来の仕組（使い捨てプラスチックによる商品販売等）から、新しい仕組（リユースシステム等による商品販売等）に切り替えるための経費」の具体例を教えてください。

A2-2 リユースに関するビジネスの場合、店舗やオフィスにおいて、新たにリユースカップの洗浄に係る経費やリユースカップ返却ボックス等の設置に係る経費を想定しています。

そのほか、量り売り、リペア、シェアリング等に関する事業も対象になりますので、事前相談の場で詳しくお伺いさせていただきます。

Q2-3 「従来の仕組に係る運用経費と新しい仕組に係る運用経費との差額」の具体例を教えてください。

A2-3 リユースに関するビジネスの場合、店舗やオフィスにおいて、これまで使い捨てプラスチックを廃棄物として処理していた経費とリユースカップ等導入後の洗浄インフラまでの往復輸送経費等との差額を想定しています。

そのほか、量り売り、リペア、シェアリング等に関する事業も対象になりますので、事前相談の場で詳しくお伺いさせていただきます。

Q2-4 「需要者（消費者、需要家）に対する普及啓発やインセンティブ付与に係る経費」の具体例を教えてください。

A2-4 店舗によるポイント付与や割引等に係る経費を想定しています。

Q2-5 同一プロジェクトにおいて、複数の事業主体（サービスプロバイダー、店舗・オフィス等）から申請することは可能ですか。

A2-5 今回の補助事業は、事業（プロジェクト）に対する支援となるため、同一プロジェクトに対する1年目の補助上限額は4,500万円、補助率1/2です。サービスプロバイダー、店舗・オフィス等各々から申請いただくことは可能ですが、1年目の補助上限額は併せて4,500万円までとなります（A1-3の表をご参照ください）。なお、異なる事業主体から補助申請いただく場合に費用項目に重複がある場合どちらか1つが補助対象となります。

（例）

サービスプロバイダーから洗浄設備機器に係る申請があり、店舗・オフィス等から洗浄に関するオペレーション経費の申請があった場合など）

### 3. 水平リサイクルについて

Q3-1 「従来の仕組（廃プラスチック類の熱回収処理等）から、新しい仕組（廃プラスチック類のマテリアルリサイクルによる処理等）に切り替えるための経費」の具体例を教えてください。

A3-1 排出事業者において、新しい仕組みに切り替える際の分別容器や計量システム等の導入に係る経費を想定しています。ただし、上記以外についても補助対象の可否について検討したいので、事前相談の場で詳しくお伺いさせていただきます。

Q3-2 「従来の仕組に係る運用経費と新しい仕組に係る運用経費との差額」の具体例を教えてください。

A3-2 排出事業者において、従来の仕組みから新しい仕組みに切り替える際の収集運搬や中間処理に係る経費の差額を想定しています。ただし、上記以外についても補助対象の可否について検討したいので、事前相談の場で詳しくお伺いさせていただきます。

#### 4. 2 R ビジネス及び水平リサイクルの総合的・面的導入について

Q4-1 「特定のビルやエリア等において、2 R ビジネス及び水平リサイクルに関する取組を総合的・面的に実施するために必要となる経費」の具体例を教えてください。

A4-1 デベロッパー等が管理・運営するビルやショッピングモール等の商業エリア、特定街区などで、2 R ビジネス事業と水平リサイクル事業を同時期にかつ一斉に実施するために必要となる経費を想定しています。

#### 5. その他

Q5-1 本補助事業において、同一申請者が異なるプロジェクトで申請することは可能ですか。

A5-1 申請予定のプロジェクトに関連性があると公社が判断した場合は、1つのプロジェクトとして申請していただきます。また、全く異なるプロジェクトであれば、同一申請者からのプロジェクトごとの申請は可能です。